

## 【第2編 金融 5-5】消費者トラブルのケーススタディ

～実際の裁判例から実践的に考える～

### (1)シロアリ駆除の契約

#### ①重要事項

→契約を結ぶかどうかの判断に関わるような事実

#### ②取消権の行使期間

→1年間 or 契約した日から5年間

cf.特定商取引

→8日以内だったらクーリング・オフの適用

#### ③到達主義

→「契約を取り消したい！」という意思が、  
相手方に到達したときに、取り消しの効果が発生する

cf.発信主義

→相手方に意思表示するだけでOKなので、  
もし相手方に到達していなくても効果が生じる

☆簡易書留、配達証明付内容証明郵便など、  
相手方が受け取った履歴が残る方法で通知する

#### ④書式は自由

### (2)絵画の売買契約

### (3)携帯電話利用契約の違約金

#### ①2年契約

#### ②平均的な損害額と違約金との差が焦点